

まもるくんニュース



八戸警察署からのお知らせです

令和4年12月20日

「自転車安全利用五則」が 変わりました！！



自転車は車両の仲間なので、安全運転の義務と責任があります！
事故を起こせば刑事責任や損害賠償責任を負うことも…！
事故の被害者にも加害者にもならないよう、リニューアルした

自転車安全利用五則を守りましょう。

これが！
新

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道が例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(令和4年11月1日～)

主な変更点
はここ！

5番目のヘルメットを着用の部分です。
子どもだけでなく、**大人も自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務**となります。
かっこいいだけでなく、命を守ってくれるヘルメット。
みんなで着用していきましょう！！



圧雪・凍結路面に注意

長めの車間距離・速度を控えめに・急のつく動作をしない